

浅口市寄島産有機石灰導入支援事業補助金交付要綱

令和8年1月21日

告示第8号

(趣旨)

第1条 この告示は、社会情勢の変化により化学肥料価格の急激な高騰の影響を受けている農家の負担軽減を図ること及び市の特産品であるかきの殻を活用し、化学肥料から有機質肥料への転換を図ることを目的とし、販売農家(農業販売収入のある農家をいう。)に対し、寄島産のかきの殻を原料とする有機石灰の購入費について、予算の範囲内において補助金を交付することに關し、浅口市補助金等交付規則(平成18年浅口市規則第48号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、寄島産有機石灰とは、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)の規定により登録を受けた石灰質肥料のうち、寄島産のかきの殻を使用したことが確認できたものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 浅口市内に住所を有する者で、浅口市内の農地にて耕作を行う者
- (2) 前年度の確定申告において農業販売金額を申告している者
- (3) 補助金交付後も引き続き農業を継続する意思がある者
- (4) 市税を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者から除く。

- (1) 浅口市暴力団排除条例(平成23年浅口市条例第25号)第2条第3号に規定する暴力団員等に該当する者
- (2) その他市長が適切でないと判断する者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、第7条の規定による交付の決定の日から令和9年2月28日までの間において、補助対象者自らが浅口市内の農地に使用する寄島産有機石灰の購入額とする。ただし、他の制度による補助金等を受けている場合は補助対象外とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の10分の1の額とし、寄島産有機石灰を使用した面積1アール当たり700円を上限とする。ただし、使用した面積に1ア-

ル未満の端数が生じたときは四捨五入し、補助金の額に100円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。

- 2 補助対象経費の額が前項の規定により算定した額を下回る場合は、当該補助対象経費の額を補助金の額とする。
- 3 既に補助金の交付の対象となった農地について、交付を受けた補助金の額が第1項の規定により算定した上限額(以下「上限額」という。)に満たない場合は、当該補助対象者は、当該農地について、上限額と既に交付を受けた補助金額との差額を限度として、なお補助金の交付の申請をすることができる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、浅口市寄島産有機石灰導入支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 前年度の確定申告書の写し及び農業所得用収支内訳書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、浅口市寄島産有機石灰導入支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助対象者は補助事業完了後2週間を経過した日までに、浅口市寄島産有機石灰導入支援事業補助金実績報告兼請求書(様式第3号)に、寄島産有機石灰の購入金額及び購入量が分かる書類を添えて市長に提出しなければならない。
(交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この告示又は浅口市補助金等交付規則に違反したとき。
- (3) 農用地区域外農地にて耕作を行う者が、交付決定後、3年未満で農業をやめたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不適當と認めたとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助対象者に当該取消しに係る補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。ただし、同条第3号に該当する者が次のいずれかに該当する場合、補助金の返還を免除することができる。

- (1) 農業者の死亡、高齢又は農業者本人若しくはその家族の病気その他これらに類する事由により農業生産活動等の継続が困難と認められる場合
- (2) 自然災害の場合
- (3) 土地収用法(昭和26年法律第219号)等により収用若しくは使用を受けた場合又は同法第3条による収用適格事業の要請により任意に売渡し若しくは使用させた場合
- (4) 公共事業により資材置場等として農地が一時的に使用(当該事業が土地収用事業等であり、事業終了後に農地に復旧されるものに限る。)される場合(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効の際現に補助金の交付を受けている者については、第9条及び第10条の規定は、なおその効力を有する。